Australian Government
Department of Home Affairs

移住手続認定代行業者の利用にあたってのアドバイス

OMARA とは?

OMARA (Office of the Migration Agents Registration Authority) は移 the Department of Home Affairs (the Department) の一部局です。OMARA は適格な人々のみを移住手続認定代行業者として承認し、代行業者に対する苦情の調査を行う規制機関です。

移住手続代行業者の選定

- すべての移住手続認定代行業者は、固有の移住手続代行業者認定番号、すなわち MARN (*Migration Agents Registration Number*)を有しています。
- 代行業者が認定されているか否かは OMARA のウェブサイトで MARN を検索すればわかります。
- **いかなる人物も、たとえ移住手続認定代行業者であっても、あなたのビザ取得を保証することはできません。**
- 適用免除でない限りは、OMARA に認定されていない人物が移住手続に関して助言することはオーストラリアでは違法です。適用が免除される人物のリストは用紙 956 に掲載されています。

移住手続代行業者を利用する際のアドバイスとヒント

代行業者の義務

- 代行業をいったん引き受けたら、*消費者向けガイド (Consumer Guide)*の写しを利用者に渡す。同ガイドは OMARA のウェブサイトでも入手可能です。
- 料金を課す業務の内容を明記した*業務明細書 (Statement of Services)* を、利用者が料金の支払いを行う前に渡す。
- 利用者が文書の返却を求めたら、7日以内にこれに応じる。
- ビザ申請に関して利用者および the Department とのすべてのやり取りの記録を保管する。

利用者が心得ておくこと

- 旅券や出生証明書といった文書の原本を保持する。the Department が必要とする文書のほとんどは、認証コピーですみます。
- 代行業者との話し合いや指示の内容を書面で確認する。たとえ代行業者が用紙の記入を行っても、the Department に提出する情報の責任は利用者本人にあります。
- 代行業者に払う料金にはどの業務が含まれるのかを理解する。代行業者料金の平均額のリストは OMARA のウェブサイトに掲載されています。

移住手続代行業者に対する不安

- アドバイスが必要な際は OMARA に連絡してください。
- **苦情を提出してもあなたのビザ申請には影響しません。**
- 認定されていない人物が移住手続の補助を行っている場合は、電話 1800 009 623 の移民省まで通報して下さい。
- 代行業者の利用を止める場合には、用紙 956 のパート B と C に記入して the Department に知らせてください。
- 代行業者が認定されていることを確認できるサイト www.mara.gov.au

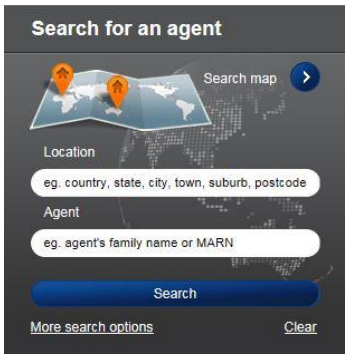

詳しい情報

Office of the Migration Agents Registration Authority:
www.mara.gov.au または
電話: 1300 226 272

Department of Home Affairs:
www.homeaffairs.gov.au または
電話: 131 881

翻訳通訳サービス(TIS)の通訳を利用するには 131 450 にお電話ください。